	件名	業務区分	質問内容	回答
1	搬入前輸出申告(搬入未済)について	輸出	廃止官署あてに搬入前輸出申告を行い、6月30日までに搬入できなかったものの対応について教えてください。	システム処理ができませんので、搬入前輸出申告の撤回を行って頂き、引 継官署の通関部門へ再度申告して頂くこととなります。
2	輸出申告等(許可未済)について	輸出	廃止官署あてに輸出申告(積厚し・展示等積厚し含む)、搬入前輸出 申告であって6月30日までに保税地域へ搬入された申告、特定輸出申 告を行い(輸出申告変更を行った場合も含む)、6月30日までに許可され ていないものの対応について教えてください。	引継官署の通関部門が引継ぎ、システム処理を継続します。 ただし、7月1日以降に申告訂正が必要となった場合は、マニュアル移行する 必要がありますので申告書類等を添えて、引継官署の通関部門に申し出て 下さい。
3	船名等変更手続き、輸出取止め再輸入申告について	輸出	廃止官署で6月30日までに許可を受けた輸出申告(積戻し・展示等積 戻し含む)について、7月1日以降に「船名・数量等変更申請(EAC)」及 び「輸出取止め再輸入申告(EEC)」を行う必要があるものの対応につい で教えてください。	引継官署又は併せ運送先の蔵置官署でシステム処理を継続します。 なお、輸出許可内容変更申請事項登録(EAA)業務から実施する場合は、 申告先官署コードを消去(ブランク)するか、引継官署の官署コードを入力して 下さい。
4	輸出取止め再輸入手続きについて	輸出	廃止される官署へ輸出取止め再輸入申告を6月30日までに申告を行っていた場合、7月1日以降の対応は再輸入する貨物の蔵置官署でシステム引き継ぎが可能でしょうか。	引継官署の通開部門が引継ぎ、システム処理を継続します。 ただし、7月1日以降に申告訂正が必要となった場合は、マニュアル移行す る必要がありますので申告書類等を添えて、引継官署の通関部門に申し出て 下さい。
5	事項登録実施後、申告未済について	輸出·輸入	6月30日までに廃止官署宛てに申告事項登録し、申告未済のものについて、7月以降に申告する場合の対応について教えてください。	申告官署に廃止官署がNACCS上登録されているため、7月1日のシステム 移働時間以降に一度事項登録情報を呼び出し、「申告官署コード欄」をブラン クに訂正し、再送させる必要があります。
6	申告添付登録(MSX)業務について	輸出·輸入	6月30日までに廃止官署で許可された輸出入申告について、7月1日以降にMSX業務の書類提出(許可日翌日から3日以内)が可能でしょうか、	7月1日以降に申告添付登録(MSX)業務は可能です。
7	自由化申告関連(申告未済)について	輸出·輸入 (自由化)	6月30日までに廃止官署を申告官署又は蔵置官署として申告事項登録し申告未済のものについて、7月1日以降に申告する場合の対応について教えてください。	下記8.の場合を除き、7月1日以際に輸出入申告(EDC、IDC)業務(開行時申 を含金的)等を行った場合はエラー処理されますので、当該申告については、 申告官署(あて先官署、あて先部門)は「ブランクもしくは訂正なし」とし、再度 輸出入申告等項登録(EDA、IDA)業務等を行った後に、輸出入申告(EDC、IDC)等を行って下さい。
8	自由化申告関連(SP・OBC貨物)について	輸出・輸入 (自由化)	SP・0BC貨物について、6月30日までに廃止官署を蔵置官署として申告事項登録し、申告未済のものについて、7月1日以降に申告する場合の対応について教えてください。	7月1日以降に輸出入申告(EDC, IDC)を行った場合、申告の段階でエラーとならないことから、必ず申告前に、申告官署(あて先官署、あて先部門)は「ブランクもしくは訂正なし」とし、再度事項登録を行った後に申告を行って下さい。
9	自由化申告関連(申告訂正)について	輸出·輸入 (自由化)	6月30日までに廃止官署を蔵置官署として自由化申告が行われた場合で7月1日以降に申告訂正が必要となった場合は訂正可能でしょうか。	申告内容の訂正は可能です。 ただし、バスケットコード((他所蔵置場用等(〇〇ZZI等)で民間利用者が管理していないコード)の保税地域を通関予定蔵置増として使用している場合は、申告内容の変更は不可であることから、マニュアル移行する必要があります。
10	自由化申告関連(輸入予備申告、搬入前 輸出申告)について	輸出·輸入 (自由化)	6月30日までに廃止官署を蔵置官署として自由化の輸入予備申告又は搬入前輸出申告を行った場合で、7月1日以降に本申告又は保税地域への搬入を行う場合の対応について教えてください。	7月1日以降に本申告又は保税地域への搬入を行った場合はエラーとならないことから、必ず本申告又は保税地域への搬入前に、申告官署(あて先官書、あて先部門)は「ブランクもしくは訂正なし」とし、変更事項登録(EDAO1、IDAO1)を行った後に申告又は搬入を行って下さい。なお、輸入予備申告については7月1日以降の自動起動を控えるようお願いいたします。
11	輸入予備申告について	輸入	廃止官署あてに輸入予備申告を行い、6月30日までに本申告できなかったものの対応について教えてください。	システム処理ができませんので、予備申告の撤回を行って頂き、引継官署 の通関部門へ再度申告して頂くこととなります。
12	IBP未済の申告について	輸入	廃止官署においてBP承認がされたもので、6月30日までにIBPが行われていないものの対応について教えてください。	IBP時に申告訂正する場合はマニュアル移行が必要となります。 なお、申告訂正がない場合は引継官署の通関部門にご相談下さい。
13	輸入申告等(許可未済)について	輸入	廃止官署あてに輸入申告、引取申告、引取・特例申告を行い、6月30日までに許可されていないものの対応について教えてください。	引継官署の通関部門が引継ぎ、システム処理を継続します。 ただし、7月1日以降に申告訂正が必要となった場合は、マニュアル移行す る必要がありますので申告書類等を添えて、引継官署の通関部門に申し出て 下さい。 なお、6月30日までに行った引取申告に対する特例申告については、「特例 申告あて先官署」には本関のみ入力可能な仕様となっております。
14	蔵入(移入)承認手続きについて	輸入	廃止官署で承認を受けたIS(IM等含む)について、7月1日以降NACCSによりISWを行うことは可能でしょうか。	対象の保税地域を管轄する税関官署にてISWを行うことが可能です。 なお、当初輸入申告情報呼出し成出輸入申告等)(DLID1)業務を利用した 当初申告デーをの呼び出した使用する際は、官署・部門もれに補完されませ んので、引継官署、部門を申告者にて入力する必要があります。 また、自由化申告の場合に他官署にISW、IMWを行うことは可能です。
15	修正申告、更正の請求について	輸入	廃止官署で輸入許可を受けたものについて、7月1日以降に修正申告 又は更正の請求を行う場合、NACOS上の留意点はあるでしょうか。	引継官署の通開部門にで修正申告又は更正の請求を行うことが可能です。 なる、当初輸入申告情報呼出(修正申告: DLIO2、関税等更正請求: DLIO3 業務を利用した当初申告データの呼び出しを使用する際は、官署、部 門ともに補完されませんので、引継官署、部門を申告者にて入力する必要が あります。
16	一括納付書の取扱について	収納	納期限が7月末、8月末、9月末の一括納付書の納付先が廃止官署となっている場合、特段に手続き等を行うことなくそのまま納付できるでしょうか。	一括納付書の納付先が廃止官署でもそのまま納付することができます。
17	保税運送について	保税	6月30日までに廃止官署にて到着確認を行っていないものの留意点はあるでしょうか。	7月1日以降、運送先の保税蔵置場で搬入確認登録(保税運送貨物)(BIA) 業務を行って頂きます。 ただし、6月30日までに「税関確認を要する事故貨物」の旨をBIA業務で入 力し、税関の事故貨物確認登録業務が7月1日以降になる場合は、引継官署 の保税部門に申し出て下さい。
18	包括保税運送承認について	保税	6月30日までに廃止官署保税部門で承認された包括保税運送申告 で、包括承認の期間が7月1日以降残っている「承認」分は、承認官署の 廃止後も引き続き有効なものとして、当該「承認」分を親とした個別の運 送登録が可能でしょうか。	廃止官署の保税部門で、6月30日までに承認された包括保税運送申告でも、包括承認の期間が7月1日以降残っている「承認」分は、承認官署が廃止 後先引き続き有効なものとて、当該「承認」分を親とした個別の保税運送申 告(OLC)業務は可能です。
19	出港届(転錨届)の提出について	入出港	6月30日以前に廃止官署が管轄する港へ入港した船舶について、出港 届を7月1日以降に提出する際の留意点はあるでしょうか。	申請先の税関欄にチェックしたうえで、書類提出先の税関欄に引継官署を 入力するかブランクのまま送信して下さい。
20	とん税等納付申告について	入出港	6月30日以前に廃止官署が管轄する港へ入港した船舶について、とん 税等納付申告を7月1日以降に提出する際の留意点はあるでしょうか。	7月1日以降は入力された港を管轄する引継官署へ申告されます。
21	とん税等納付申告について	入出港	とん税等の納付方法が直納で、6月30日以前に出力された納付書の 納付先が廃止官署となっている場合、そのまま納付できるのでしょうか。	納付書の納付先が廃止官署でもそのまま納付することができます。 なお、領収確認は当該港を管轄する引継官署の監視部門にて行って下さい。
22	関係省庁業務への影響について	その他	関係省庁業務を利用した申告に影響はあるのでしょうか。	関係省庁業務を利用することによる影響はありません。